

令和 7 年 第 1 回

# 南阿蘇村議会定例会会議録

令和 7 年 3 月 12 日 召集

南阿蘇村議会

# 会期日程

令和7年第1回定例会

会期8日間

期 日	曜日	区 分	時 間	日 程 等
3月12日	水	本会議 開 会	午前10時	開会宣言 村長挨拶 会議録署名議員の指名 会期の決定 上程議案説明
3月13日	木	本会議	午前10時	一般質問
3月14日	金	休会		議案審議のため
3月17日	月	休会		議案審議のため
3月18日	火	合同常任委員会	午前10時	2常任委員会による合同 審査（議場）
3月19日	水	本会議	午前10時	質疑 討論 採決 閉会宣言

第 1 号

3月12日 (水)

令和7年第1回南阿蘇村議会定例会 議事日程[第1号]

令和7年3月12日(水)  
午前10時00分 開議  
於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言  
村長挨拶  
執行部・議会の自己紹介  
日程第1 仮議席の指定  
日程第2 選挙第1号 議長の選挙

令和7年第1回南阿蘇村議会定例会 追加議事日程[第1号の追加1]

令和7年3月12日(水)  
午前10時00分 開議  
於 南阿蘇村役場 議場

日程第1 議席の指定  
日程第2 会議録署名議員の指名  
日程第3 会期の決定について  
日程第4 選挙第2号 副議長の選挙  
日程第5 常任委員会委員の選任  
日程第6 議会運営委員会委員の選任  
日程第7 発議第1号 議会広報特別委員会の設置について  
日程第8 発議第2号 矢部阿蘇公園線推進特別委員会の設置について  
日程第9 選挙第3号 阿蘇広域行政事務組合議会議員の選挙  
日程第10 選挙第4号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙  
日程第11 提案理由の説明  
報告第1号 専決処分事項の報告について  
報告第2号 専決処分事項の報告について  
議案第5号 阿蘇立野ダム展望施設条例の制定について  
議案第6号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について  
議案第7号 デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
議案第8号 南阿蘇村営住宅管理条例の一部改正について  
議案第9号 災害による被害者に対する南阿蘇村税の減免に関する条例の一部改正について  
議案第10号 南阿蘇村子ども・子育て会議設置条例の一部改正について

議案第 11 号	南阿蘇村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第 12 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について
議案第 13 号	南阿蘇村職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
議案第 14 号	南阿蘇村上水道事業給水条例の一部改正について
議案第 15 号	南阿蘇村旧長陽西部小学校震災伝承館設置条例の廃止について
議案第 16 号	令和 6 年度南阿蘇村一般会計補正予算（第 7 号）について
議案第 17 号	令和 6 年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 18 号	令和 6 年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
議案第 19 号	令和 6 年度南阿蘇村上水道事業会計補正予算（第 1 号）について
議案第 20 号	令和 6 年度南阿蘇村下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
議案第 21 号	令和 7 年度南阿蘇村一般会計予算について
議案第 22 号	令和 7 年度南阿蘇村国民健康保険特別会計予算について
議案第 23 号	令和 7 年度南阿蘇村介護保険特別会計予算について
議案第 24 号	令和 7 年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 25 号	令和 7 年度南阿蘇村上水道事業会計予算について
議案第 26 号	令和 7 年度南阿蘇村簡易水道事業会計予算について
議案第 27 号	令和 7 年度南阿蘇村下水道事業会計予算について
議案第 28 号	村道路線の廃止について
議案第 29 号	村道路線の認定について
議案第 30 号	工事請負契約の締結について
議案第 31 号	工事請負契約の締結について
議案第 32 号	工事請負契約の締結について
議案第 33 号	工事請負契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	丸野隆大	7番	河内克也
2番	工藤眞巳	8番	河市原恵一
3番	山本涼子	9番	後藤征昭
4番	古澤博之	10番	橋本功喜
5番	岡智則	11番	今村竜喜
6番	坂田正也	12番	山室昭憲

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	太田吉浩	
副村長	児玉みどり	(欠席)
教育長	今村了介	
総務課長	藤本哲章	
企画観光課長	野口幸広	
教育委員会事務局長	古澤太介	
建設課長	笠功祐	
会計課長	下田朱美	
健康推進課長	園田秀也	
農政課長	今村洋一	
住民福祉課長	高宮喜美男	
税務課長	片島弘幸	
水・環境課長	今村隆博	
定住促進課長	梅田雄治	
子育て支援課長	吉弘泰彦	

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	桐原恵
議会事務局主幹	長野純哉

開会 午前10時00分



- 桐原恵議会事務局長** おはようございます。議会事務局長の桐原と申します。どうぞよろしく申し上げます。本定例会は一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長議員が臨時議長の職務を行うことになっております。したがって、年長議員の橋本功議員を御紹介します。橋本議員議長席まで申し上げます。
- 橋本功臨時議長** 改めておはようございます。ただいま御紹介をされました橋本でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。ただいまの出席議員は12名です。ただいまから令和7年第1回南阿蘇村議会定例会を開会いたします。まず、村長より御挨拶をお願いいたします。
- 太田吉浩村長** 皆様改めておはようございます。本日、南阿蘇村村議会第1回定例会の開会にあたり、私から、一同御挨拶と所信の一端を述べさせていただきます。議員の皆様におかれましては、去る2月23日に行われました村議会議員一般選挙におきまして、多くの村民の皆様のご信託を受けられ、御当選されましたことに対し、心からお祝いを申し上げます。また、私も同時に、行われました村長選挙におきまして、前回に続き2回目の挑戦となりましたが、多くの皆様、村民の皆様のご御信託を頂戴し、初当選させていただき、村政をお預かりさせていただくことになりました。身に余る光栄であるとともに、課せられた使命と責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いで、この場に立っております。所信である南阿蘇村をもっとよくしたいとの思いを忘れることなく、これから4年間、村政を前へ前へと進めてまいり所存でございます。議員の皆様には何とぞ御指導、御鞭撻の上、行財政改革や新たな政策の推進に御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本日、選挙後の初議会でありますので、本来なら、私の所信を述べさせていただくところでございますが、先週3月6日に村長に着任したばかりでございます。現在、役場内で政策を調整中でもありますので、正式な所信表明は、次の第2回、村議会定例会、6月の議会でご述べさせていただきたいと思っております。

さて、私は今回の村長選挙において、4年間でやりたい七つの公約を上げさせていただきました。この公約を実現するために、具体的な政策を役場内で調整させていただいているところでございますが、私が取組みたい政策の一端をここで述べさせていただきます。明日の一般質問の答弁内容と重複するところはございますが、お許し頂きたいと思っております。

第1に財政健全化を目的とした行財政改革の推進です。これは私が村議会時代から、村議時代から、強い問題意識を持っており、数回にわたり一般質問を

させていただきました。具体的には、事務事業や施設管理の効果測定を行い、あわせて、役場内の組織見直しと、職員の適正な定員管理を実現していきたいと考えております。あわせて、職員の意識、意識改革や、生産性向上に向けて、スキルやキャリアアップを目的とした研修や人事交流も充実させ、村民のお役に立てる役場組織づくりにも取り組んでまいります。

第2に、ふるさと納税の増額です。行革も進めながらも、大胆な歳出の見直し、一本やりでは、村に逆に村の活力を失うことを危惧しています。村の収入減である歳入を増やすことにも力を入れながら、歳出の見直しは緩やかに進めて、いきたいと考えています。財財源確保のために、失礼しました。自主財源確保のために、ふるさと納税の獲得は絶対に外せません。これまでの運用方法にこだわらず、特色のある返礼品を数多く設定したり、委託業務の見直しや、連携強化も含め、大胆に改善を試みます。具体的な数値目標を示しながら、結果を出してまいります。

第3に議会との対話重視です。私がやりたい政策を実現するには、議会の皆様の御理解と御協力がなければ、何ひとつ実現できません。私は今回の選挙戦においても、批判よりも政策対立よりも対話を訴えてまいりました。その具体策として、議会と執行部との政策懇談会を定例化します。この平場の会議で、これから私が進めたい村づくりや新規事業などについての説明を丁寧に行います。またそれに対して、議会の皆様からも御意見を頂戴したり、逆に御提案も頂きたいと思っております。お互い選挙で選ばれた者同士が、政策を出し合い、議会前に議論することは、これまでになかった新しい取組です。執行部提案の予算案に対して、イエスかノーかではなく、予算化する前の政策議論とお考えください。村民の御期待に応え、よりよき村を目指したい。そのためには、議会と執行部が車の両輪として、機能し、同じ目標ゴールを目指して前進していく姿勢を前進していく姿勢と、その仕組みが必要です。どうか趣旨を御理解頂き、開催への御協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、村民の皆様、議員の皆様、そして職員の皆様、どうぞ心を一つにして、チーム南阿蘇として、南阿蘇村をもっとよくするために、結果を出して、行きましょう。皆様の深い御理解と、絶大なるお力添えを賜りますよう心よりお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞ皆様よろしく願いいたします。ありがとうございました。

- 橋本功臨時議長 本日は一般選挙後初めての議会でございますので、執行部議会議員の自己紹介をお願いいたします。先ほど村長に御挨拶を頂きましたので、まず、執行部の教育長から、順に御挨拶をお願いし、執行部が終わり次第、議会は、丸野議員から順をお願いいたします。なお、私と桐原局長につき

ましては、先ほど紹介を済ませておりますので、省略をさせていただきます。  
よろしく願いいたします。

- 今村了介教育長 おはようございます。教育長の今村了介と申します。2年目です。となります。議員の皆様方と今後もですね、一致協力、そして御支援、頂きながら、教育行政をしっかり進めてまいります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。
- 藤本哲章総務課長 皆さんおはようございます。総務課長2年目の藤本です。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 下田朱美会計課長 はい。おはようございます。会計課長の下田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 片島弘幸税務課長 おはようございます。税務課の片島と申します。よろしくお願い申し上げます。
- 野口幸広企画観光課長 おはようございます。企画観光課長野口と申します。よろしくお願い申し上げます。
- 今村洋一農政課長 おはようございます。農政課長の今村です。よろしくお願い申し上げます。
- 笠功祐建設課長 おはようございます。建設課長の笠と申します。よろしくお願い申し上げます。
- 古澤太介教育委員会事務局長 おはようございます。教育委員会事務局長の古澤といいます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 園田秀也健康推進課長 おはようございます。健康推進課長の園田と申します。皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 今村隆博水・環境課長 おはようございます。水・環境課長の今村隆博と申します。よろしくお願い申し上げます。
- 高宮喜美男住民福祉課長 おはようございます。住民福祉課長の高宮と申します。本年も、よろしくお願い申し上げます。
- 吉弘泰彦子育て支援課長兼保育所長 おはようございます。子育て支援課長兼保育所長の吉弘と申します。よろしくお願い申し上げます。
- 梅田雄治定住促進課長 おはようございます。定住促進課長の梅田と申します。よろしくお願い申し上げます。
- 橋本功臨時議長 以上で自己紹介を終わります。それでは、本日の会議を開きます。日程第1、仮議席の指定を行います。すいません議会のほうは終わってませんでした。丸野議員紹介をお願いいたします。
- 丸野隆大 おはようございます。丸野隆大と申します。まだまだ勉強不足ですが、これから伸び代があると思って頑張っていきますので、どうぞ御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

- 工藤眞巳 おはようございます。南阿蘇村両併出身の工藤眞巳と申します。何とぞよろしくお願ひします。
- 山本涼子 おはようございます。山本涼子と申します。先日、1番末の子が中学校卒業いたしまして、今度、寮のほうに入りますので、私は身軽になります。この南阿蘇村のためにしっかりと貢献していきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。
- 古澤博之 おはようございます。新人の古澤博之と申します。まだまだ初めてのことばかりですので、これから勉強して邁進してまいりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 岡智則 おはようございます。岡です。2期目になります。また4年間よろしくお願ひいたします。
- 坂田正也 議員2期目の坂田正也です。よろしくお願ひします。
- 河内克也 お疲れさまです河内です。何しろ法令遵守を基本に、村の発展のために汗をかいていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。
- 市原恵一 おはようございます。東下田区在住の市原恵一と申します。よろしくお願ひいたします。
- 後藤征昭 おはようございます。塩井社神社の近くで生まれました後藤征昭です。精一杯村興し頑張っていきます。よろしくお願ひします。
- 今村竜喜 おはようございます。4期目になりました今村竜喜と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 山室昭憲 山室昭憲です。よろしくお願ひいたします。
- 橋本功臨時議長 どうもありがとうございました。以上で自己紹介を終わります。それでは本日の会議を開きます。
- 日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席はただいま着席の議席といたします。
- 日程第2、選挙第1号議長選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思ひます。
- 橋本功臨時議長 御異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 橋本功臨時議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことを決定しました。お諮りします。指名の方法について、議長が指名することにしたいと思ひますが、御異議ございませんでしょうか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 橋本功臨時議長 異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。議長に12番山室昭憲議員を指名します。お諮りします。ただいま議長を指名

しました。山室議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 橋本功臨時議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました山室議員が議長に当選されました。山室議員が議長におられますので、議場におられますので、議会、会議規則第33条第2項の規定によって、本席により、当選の告知をいたします。それでは、議長に当選されました山室議員に御挨拶をお願いいたします。
- 山室昭憲議長 おはようございます。議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。私は、議員各位の御理解と御支援を念頭に置いて、円滑な議会運営と、議会のさらなる活性化に努めてまいります。地方自治の本旨は、議会と執行部は、ともに切磋琢磨して、社会福祉をはじめ、村民の生活の向上に努めていくという、いわゆる二代表制にあると考え議会におきましても、村長としっかりした議論を通じ、村民のための施策を実践し、本村の発展につなげていくことが重要であります。議員各位並びに執行部の皆さん方、今後も温かい御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、就任の挨拶といたします。ありがとうございました。
- 橋本功臨時議長 はい。議長が決まりましたので、私の任務はこれで終了させていただきます。議員各位の御協力ありがとうございました。それでは山室議長、議長席をお願いいたします。
- 山室昭憲議長 橋本議員におかれましては、臨時議長の職務、お疲れさまでした。お礼を申し上げます。ここで、10分30分まで休憩をいたします。

-----○-----

午前10時22分 休憩

午前10時30分 開始

-----○-----

- 山室昭憲議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。ただいまお手元に配付しました追加議事日程を、日程に追加したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 山室昭憲議長 異議なしと認めます。よって、追加議事日程を日程に追加することに決定をいたしました。

-----○-----

#### 日程第1 議席の指定

- 山室昭憲議長 日程第1、議席の指定を行います。議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定をいたします。

-----○-----

## 日程第2 会議録署名議員の指名

- 山室昭憲議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、丸野隆大議員、2番、工藤眞巳議員を指名いたします。

-----○-----

## 日程第3 会期の決定について

- 山室昭憲議長 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は本日から3月19日までの8日間とし、お配りしております会期日程のとおりとしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 山室昭憲議長 異議なしと認めます。よって、本定例会は会期日程のとおりとし、会期は本日から、19日までの8日間と決定をいたしました。

-----○-----

## 日程第4 選挙第2号 副議長の選挙

- 山室昭憲議長 日程第4、選挙第2号、副議長の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 山室昭憲議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 山室昭憲議長 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。副議長に、11番、今村竜喜議員を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名しました今村議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 山室昭憲議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました今村議員が副議長に当選をされました。今村議員が議場におられますので、会議議会会議規則第33条第2項の規定によって、本席より当選の告示をいたします。それでは、副議長に当選されました今村議員に御挨拶をお願いいたします。

- 今村竜喜副議長 おはようございます。副議長就任に当たりまして一言御挨拶申し上げます。ただいま皆様方の御推挙頂き、南阿蘇村議会副議長の要職に就かせていただくことになり、この上なく光栄に存するとともに、その責任の重大さを痛感しておる次第であります。議会が公正且つ円滑に運営されるよう議長を補佐し、また、村発展のため、職責を全うしてまいりますので、皆様

方のさらなる御支援を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。

-----○-----

#### 日程第5 常任委員会委員の選任

- 山室昭憲議長 日程第5、常任委員会委員の選任を行います。お諮りします。各常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、配付した名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 山室昭憲議長 異議なしと認めます。よって、各常任委員会、委員は、配付しました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

-----○-----

#### 日程第6 議会運営委員会委員の選任

- 山室昭憲議長 日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、配付した名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 山室昭憲議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員は、配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。つきましては、この際、各常任委員会及び議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行いたいと思います。本日の常任委員会及び、議会運営委員会は、委員会条例第9条第1項の規定により、議長が招集することになっておりますので、ただいまから議員控室に参集をしていただきます。それでは委員会開催のため、暫時休憩いたします。

-----○-----

午前10時29分 休憩

午前10時30分 再開

-----○-----

- 山室昭憲議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。休憩中に、開催された各常任委員会及び、議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が届きましたので、配付した名簿のとおり、報告をいたします。

-----○-----

#### 日程第7 発議第1号 議会広報特別委員会の設置について

#### 日程第8 発議第2号 矢部阿蘇公園線推進特別委員会の設置について

- 山室昭憲議長 日程第7、発議第1号、議会広報特別委員会の設置について及

び、日程第8、発議第2号、矢部阿蘇公園線推進特別委員会の設置について、2議案を一括して議題といたします。提出されました議会特別委員会設置に関する決議及び矢部阿蘇公園線推進特別委員会設置に関する決議のとおり決定し、それぞれに付託して、閉会中の継続調査とすることとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山室昭憲議長 つきましてはこの際、各特別委員会、委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行いたいと思います。本日の各特別委員会は、委員会、失礼いたしました。提出されました議会特別委員会設置に関する決議及び矢部阿蘇公園線推進特別委員会設置に関する決議のとおり決定し、それぞれに付託して、閉会中の継続調査とすることとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山室昭憲議長 異議なしと認めます。よって、提出された2決議案のとおり、特別委員会を設置し、それぞれ付託して、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。お諮りします。ただいま設置されました各特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山室昭憲議長 異議なしと認めます。よって、各特別委員会委員は、配付した名簿のとおり選任することに決定をいたしました。つきましては、この際、各特別委員会、委員会を開催し、委員長副委員長の互選を行いたいと思います。本日の各特別委員会は、委員会条例第9条第1項の規定により、議長が招集することになっておりますので、ただいまから議員控室に招集をいたします。それでは、委員会開催のため暫時休憩いたします。

-----○-----

午前10時32分 休憩

午前10時33分 再開

-----○-----

○山室昭憲議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。休憩中に開催された各特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が届きました。配付した名簿のとおり、報告をいたします。

-----○-----

### 日程第9 選挙第3号 阿蘇広域行政事務組合、議会議員の選挙

○山室昭憲議長 日程第9、選挙第3号、阿蘇広域行政事務組合、議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 山室昭憲議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 山室昭憲議長 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。阿蘇広域行政事務組合議会議員に、9番、後藤征昭議員、7番、河内克也議員、5番、岡智則議員、2番、工藤眞巳議員の4名を指名いたします。お諮りします。ただいま議長が指名しました4名を、阿蘇広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 山室昭憲議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名が阿蘇広域行政事務組合議会議員に当選をされました。4名の議員が議場におられますので、議会会議規則第33条第2項の規定によって、本席より当選の告示をいたします。4名の議員には指名した順により承諾の意思表示をお願いいたします。

- 9番後藤征昭 9番後藤征昭です。承諾いたします。

- 7番河内克也 はい。7番河内です。承諾します。

- 5番岡智則 5番岡です。承諾いたします。

- 2番工藤眞巳 2番工藤眞巳です。承諾いたします。

-----○-----

#### 日程第10 選挙第4号熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

- 山室昭憲議長 日程第10、選挙第4号熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 山室昭憲議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 山室昭憲議長 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、太田吉浩村長を指名いたします。お諮りします。ただいま議長が指名しました。太田村長を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 異議なしと認めます。よってただいま指名しました、太田吉浩村長が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。太田議員が議場におられますので、議会会議規則第33条第2項の規定によって、本席より当選の告示をいたします。太田村長承諾の意思表示をお願いいたします。村長。

○太田吉浩村長 はい。太田吉浩です。承諾いたします。

-----○-----

○山室昭憲議長 日程第4、提案理由の説明、報告第1号、専決処分事項の報告についてから、議案第33号、工事請負契約の締結についてまで一括して議題といたします。それでは、提案理由の説明を村長に求めます。村長。

○太田吉浩村長 本日議案としまして本定例会に上程いたしておりますのは、専決処分事項の報告が2件、条例の制定が1件、規約の変更が1件、条例の改正廃止が9件、令和6年度補正予算が5件、令和7年度予算が7件、村道の廃止認定が2件、工事請負契約の締結が4件、以上31件となっております。なお19日最終日に人事案件を追加議案として提出させていただく予定にしておりますので、しております。それぞれ御審議頂き、議決頂きますようお願い申し上げます。それでは各議案について説明申し上げます。

初めに報告案件です。報告第1号、専決処分の報告についてであります。本案件は、熊本県市町村総合事務組規約第3条第10号に規定する交通災害事務から、令和7年3月31日をもって山鹿市が脱退することに伴い、規約の一部を改正する必要が生じたため、その議決を求めるものであります。

次は報告第2号、専決処分事項の報告についてであります。本議案は、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定め、和解することについて、令和7年2月1日に専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。本案件は、令和6年8月19日に発生した事故に関し、速やかに損害賠償金を支払う必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づく、専決処分による対応をさせていただきました。なお、本村が負う損害賠償額の全額に損害保険が適用されることとなっております。事件の概要などは記載のとおりでございます。

次は条例案件です。議案第5号阿蘇立野ダム展望施設条例の制定についてあります。本議案は、阿蘇立野ダム建設事業に伴う南阿蘇村地域整備計画に基づき、村民の憩いの場として、交流促進施設である。阿蘇立野ダム展望施設タレットを設置したため、地方自治法第244条の2の規定に基づき、公の施設の設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

次は、規約の一部変更案件です。議案第6号、熊本広域行政不服審査会を共

同設置する地方公共団体の数の増加及び共同設置規約の一部変更についてであります。本案件は、熊本広域行政不服審査会共同設置、規約、第1条に規定する共同設置する市町村に新たに令和7年4月1日付で荒尾市及び長洲町が加入することに伴い、共同設置規約の一部を改正する必要性が生じたため、議決を求めるものであります。

次から条例の一部改正についてであります。議案第7号、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。本議案は、デジタル社会形成基本法の改正に伴い、条項にずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

次は、議案第8号、南阿蘇村営住宅管理条例の一部改正についてであります。本議案は、公営住宅法並びに同法し施行令で定める入居者資格に基づき、村営住宅の入居者資格を明確にするため、所要の改定を行うものであります。

次は議案第9号、災害による被害者に対する南阿蘇村税の減免に関する条例の一部改正についてであります。本議案は、災害に関する減免規定における災害の表現を具体的に記載するとともに、地方税法等の改正に伴う条文の整備のため、所要の改正を行うものであります。

次は議案第10号、南阿蘇村子ども子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案は、子ども子育て支援法の一部が改正され、市町村等における合議制の機関の条例上が、同法第77条第1項から、第72条第1項に、改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次は議案第11号、南阿蘇村特別職の職員で職員で非常勤のものの報酬、及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。本議案は、令和7年4月から、村の認知施策について、検討する委員会を設置するため、新たに委員報酬を定めるとともに、介護保険運営協議会報酬を実績に合わせた適切な設定とするため、所要の改定を行うものであります。

次は、議案第12号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてであります。本議案は、一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、再任用職員に住居手当が支給されることから、所要の改正を行うものであります。

次は、議案第13号南阿蘇村職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてであります。本議案は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を伴う介護を行う労働者の福祉に関する法律、及び、次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、育児または介護を行う職員の所定外労働の制限の拡大、及び仕事と介護の両立支援制度が強化されたため、所要の改定を行うものであります。

次は議案第14号、南阿蘇村上水道事業給水条例の一部改正についてであり

ます。本議案は、白水地区簡易水道事業と、長陽南部地区、簡易水道事業統合し、中部地区水道事業とするため、所要の改正を行うものであります。

次は議案第15号、南阿蘇村、旧長陽西部小学校震災伝承館設置条例の廃止についてであります。本議案は、旧長陽西部小学校震災伝承館施設の解体に伴い、施設の設置について規定している本条例を廃止するものであります。

次からは補正予算です。まず議案第16号、令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算第7号についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億536万円を増額し、総額を123億9,935万円とする補正予算であります。今回の主な歳入補正の内容につきましては、給与改定費を含む普通交付税を、1億156万3,000円の増、地籍調査事業等に係る県支出金を4,916万円の増、体験交流センター四季の森温泉センターウィナスの売却等による財産収入が、9,400万6,000円の増、ふるさと寄附金、及びキリンビバレッジ寄附金が、3,294万2,000円の増となった一方、南阿蘇鉄道運営資金及び下水道事業貸付金等の諸収入が、4,731万4,000円の減、また、過疎対策事業債を初めとする村債を調整し、4,190万円減額しております。主な歳出補正につきましては、村有財産売却、村有財産売却収入等で、1億2,172万1,000円を基金に積立て、地籍調査事業の追加により、7,296万2,000円を増額、ふるさと寄附金の収入増に係る経費として、1,464万円を増額。旧長陽西部旧長陽西部小学校解体事業に係る廃棄物収集運搬及び、跡地整備事業費の追加として、2,631万9,000円の増額を行うものであります。また、今年度中に事業の完了が見込めない事業を第2表繰越し明許費補正として計上いたしております。

次に、議案第17号、令和6年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算第3号についてであります。今回の補正につきましては、保険給付費等交付金の確定に伴う償還金の増額であります。予算組替え対応のため、予算総額19億3,873万4,000円に変更はありません。

次に、議案第18号、令和6年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算第4号の議決についてであります。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ1,744万円を増額し、総額を17億9,577万7,000円とする補正予算であります。今回の主な歳入補正の内容につきましては、介護保険料を500万円の増、調整交付金等の国庫支出金を2,263万7,000円の増となった一方で、各種事業の確定に伴い、県支出金を300万7,000円の減、繰入金を722万5,000円の減減としております。主な歳出補正の内容につきましては、国庫支出金等、過年度返還金を1,658万3,000円の増となった一方、総務費を568万8,000円の減、地域支援事業費を629万3,000円の減額としております。

次に議案第19号、令和6年度南阿蘇村上水道事業会計補正予算第1号についてであります。今回の補正内容につきましては、人事院勧告に伴う給与の増額であり、予算組替え対応のため、予算総額6,472万9,000円に変更はありません。

次に議案第20号、令和6年度南阿蘇村下水道事業会計補正予算第2号についてであります。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ2,299万2,000円を減額し、総額を3億3,717万7,000円とする補正予算であります。補正内容につきましては、歳入において、令和5年度繰越し事業の農業集落排水処理場更新工事の支払いのための一般会計借入金の減額。歳出におきましては、借入金償還金の減額となっております。当該工事に係る国庫補助金が早めに入金されたことにより、預金残高の範囲で、当該工事の支払いが可能となり、一般会計からの借入を要しなくなったため、減額を行うものであります。また人事院勧告に伴う給与の増額補正も行っておりますが、組替え対応のため増額ははありません。以上が補正予算に関する提案であります。提案説明であります。

次から、当初予算になります。まず、議案第21号、令和7年度南阿蘇村一般会計予算についてであります。この予算は歳入歳出それぞれ99億8,600万円を計上しており、昨年比10億9,130万円の減額。率にして9.9%のマイナスとなる当初予算であります。本年度の当初予算には、経常経費や、継続事業には予算を計上しておりますが、2月に選挙が行われることから、今回は骨格予算となるため、政策に関する予算は、6月議会に再度上程したいと考えております。当初予算の主な歳入につきましては、村税が11億6,413万8,000円。地方消費税交付金が2億4,692万6,000円。地方交付税が49億133万4,000円。国庫支出金が8億3,944万3,000円。県支出金が6億4,249万円。寄附金が5億200万2,000円。繰入金が5億9,311万1,000円。繰越金が2億6,000万円。諸収入が1億3,899万9,000円。そして、村債につきましては、3億4,740万円を計上しております。歳出予算につきましては、議会費が8,188万5,000円。総務費17億2,463万9,000円。民生費が、23億7,574万5,000円。衛生費は、8億3,725万5,000円。農林水産費が9億43万4,000円。商工費は1億4,518万9,000円。土木費は、4億3,273万9,000円。消防費は3億3,859万6,000円。教育費は6億9,562万9,000円。災害復旧費は1,526万1,000円。そして、公債費には、23億9,009万6,000円を計上しております。主な事業といたしましては、南阿蘇鉄道管理機構、鉄道施設整備負担金が1,713万円。南阿蘇鉄道機構、管理機構運営資金、貸付金が8,564万9,000円。総合計画及び総合戦略策定支援業務1,309万円。情報システム標準化対応業務

として1億4,666万5,000円。ふるさと寄附金関連経費として2億4,980万8,000円。参議院選挙費として、1,110万3,000円。立野地区基盤整備事業負担金、5,400万円。多面的機能支払い事業として1億3,726万1,000円。中山間地域直接支払い事業は、1億8,685万5,000円。橋梁補修費として7,500万円。防災行政無線、親局無線機更新業務として3,531万円。GIGAスクール児童要請とGIGAスクール児童生徒用タブレット、及びネットワーク更新業務で1億1,548万1,000円となっております。

次に、議案第22号、令和7年度南阿蘇村国民健康保険特別会計予算についてであります。この予算は歳入歳出それぞれ16億9,204万6,000円を計上しております。昨年度比2億4,367万6,000円の減額となる当初予算であります。減額の主な要因は、一般費保険者療育給付費、及び高額療養費の減によるものであります。次に議案第23号、令和7年度南阿蘇村介護保険特別会計予算についてであります。この予算は歳入歳出それぞれ17億4,001万2,000円を計上しており、昨年度比1,029万8,000円の増額となる当初予算であります。増額の要因は、介護予防ケアマネジメント事業費の介護支援専門員、出向負担金の増額、一般介護予防事業費の認定作業療法士の人件費の増によるものであります。

次に、議案第24号、令和7年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計特別会計予算についてであります。この予算は歳入歳出それぞれ2億5,120万4,000円を計上しており、昨年度比1,001万4,000円の増額となる当初予算であります。増額の主な要因は、後期高齢者医療広域連合納付金の被保険者保険料、及び、基盤安定分担金の増によるものであります。

次に、議案第25号、令和7年度南阿蘇村上水道事業会計予算についてであります。本予算の総額は9,159万7,000円で、前年度と比較して約41.5%の増となっております。安定した給水の確保に向けて、バックアップ機能の強化を図るため、システム機能の更新とポンプ設備の強化を行います。このため、前年度より予算を増額し、より信頼性の高い供給体制を整備してまいります。次に、議案第26号、令和7年度南阿蘇村簡易水道事業会計予算についてであります。本予算の総額は、5億2,569万9,000円で、前年度と比較して約12.8%の減となっております。数か年にわたって進めてまいりました、中松地区の新設配水地関係工事の本体工事が、令和6年度に完了することにより減額となっております。次に、議案第27号、令和7年度南阿蘇村、下水道事業会計、予算についてであります。本予算の総額は3億3,522万7,000円で、前年度と比較して約20.9%の減となっております。本事業には、農業集落排水事業と生活排水処理事業がございますが、農業集落排水事

業に係る工事が前年度よりも減額となっているため、総額も減額となっております。以上が当初予算に関する提案説明であります。

続いて村道案件です。議案第28号、村道路線の廃止についてであります。当該路線は現在、生活道路として使用されておらず、村道としての機能を有していないため、廃止する必要があることから、道路法第10条第3項において、準用する同法第8条第2項の規定により、議決を求めるものであります。

次に、議案第29号、村道路線の認定についてであります。当該路線は、既存の村道において、南阿蘇鉄道の線路敷を境に、道路を区分して管理する必要があることから、道路法10条第3項に基づき、分割路線の認定を行うものであります。

次からは、契約案件になります。議案第30号、工事請負契約の締結に、ついてであります。本議案は、国立公園利用拠点、滞在環境等上質化事業、阿蘇山上広場廃屋撤去工事の工事請負契約の締結についてであります。予定価格5,000万円以上の工事請負契約の締結となることから、南阿蘇村議会の議決に付する、付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき提出するものでございます。工事の概要につきましては、阿蘇山上広場の廃屋二棟を解体するものであります。契約の金額及び契約の相手方などは、記載のとおりであります。

次は議案第31号、工事請負締結契約の締結についてであります。本議案は、旧長陽西部小学校解体工事の工事請負契約の締結についてです。こちらも予定価格5,000万円以上の工事請負契約の締結となることから、南阿蘇村議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、提出するものでございます。工事の概要につきましては、旧校舎のアスベスト除去及び解体を行うものであります。契約の金額、相手方などは記載のとおりであります。

次は議案第32号、工事請負契約の締結についてであります。本議案は、令和6年度道の駅あそ望の郷くぎののくぎの隣接公園、北側エリア整備工事、北側エリア整備工事、工事請負契約の締結についてであります。予定価格5,000万円以上の工事請負契約の締結となることから、南阿蘇村議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき提出するものであります。工事の概要につきましては、道の駅東側拡張エリアの北側の造成、及び排水設備工事を行うものであります。契約金額、相手方などは記載のとおりでございます。

次は議案第33号、工事請負契約の締結についてであります。本議案は、令和6年度道の駅あそ望の郷くぎの隣接公園、中央エリア整備工事の工事請負契約の締結についてであります。こちらも予定価格5,000万円以上の工事契

約請負の締結となることから、南阿蘇村議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得または処分に関する条例、第2条の規定に基づき、提出するものでございます。工事の概要につきましては、道の駅東側拡張エリアの中央部のアスファルト舗装工事を行うものであります。契約の金額及び相手方などは記載のとおりでございます。以上が提案理由の説明であります。駆け足での説明となりました。詳細な説明等は、合同常任委員会等でまた御質問を頂ければと思います。以上で、提案理由の説明でございます。御理解頂き、議決頂きますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山室昭憲議長 以上で、今回、執行部から提案されました。全議案について説明を終わります。お諮りします。執行部提出の全議案につきましては、委員会への付託は省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山室昭憲議長 異議なしと認めます。したがって、全議案とも委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

-----○-----

○山室昭憲議長 以上で本定例会に付議された本日の日程は全て終了いたしました。明日13日木曜日は午前10時から一般質問を行います。本日はこれにて散会いたします。一同その場に御起立をお願いします。

礼。

お疲れでした。

-----○-----

午前11時09分 散会

第 2 号

3月13日 (木)

令和7年第1回南阿蘇村議会定例会 議事日程[第2号]

令和7年3月13日(木)

午前10時00分 開議

於 南阿蘇村役場 議場

開議宣言

日程第1 一般質問

散会宣言

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	丸野隆大	7番	河内克也
2番	工藤眞巳	8番	市原恵一
3番	山本涼子	9番	後藤征昭
4番	古澤博之	10番	橋本功喜
5番	岡智則	11番	今村竜憲
6番	坂田正也	12番	山室昭憲

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	太田吉浩	
副村長	児玉みどり	(欠席)
教育長	今村了介	
総務課長	藤本哲章	
企画観光課長	野口幸広	
教育委員会事務局長	古澤太介	
建設課長	笠功祐	
会計課長	下田朱美	
健康推進課長	園田秀也	
農政課長	今村洋一	
住民福祉課長	高宮喜美男	
税務課長	片島弘幸	
水・環境課長	今村隆博	
定住促進課長	梅田雄治	
子育て支援課長	吉弘泰彦	

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	桐原 恵
議会事務局主幹	長野 純哉

開会 午前10時00分



○山室昭憲議長 おはようございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから、本日の会議を開きます。一同その場に起立をお願いします。

礼。

おはようございます。御着席をお願いします。会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。マスクの着用については、個人の判断に委ねます。発言される場合は、マスクを外し、マイクを使って、御発言ください。会議中の携帯電話は電源を切っていただくか、マナーモードにしておいていただきたい。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。それでは議事に従って進めてまいります。



### 日程第1 一般質問

○山室昭憲議長 日程第1、一般質問を行います。発言の通告があつておりますので、これより順に質問を許可します。質問される方は、要点を簡潔にお願いをいたします。答弁される方は、質問内容についての的確に答弁をお願いします。なお、質問時間は1人20分以内となっております。御承知願います。7番河内克也議員の質問を許可します。河内君。

○7番 河内克也 7番河内です。議長の許可を頂きましたので、質問を行います。議長、2問ありますので、一問一答方式の許可をお願いいたします。

○山室昭憲議長 許可します。

○7番 河内克也 ありがとうございます。また、分かりやすい質問となるよう、補助資料を作成し、昨日、議長の許可を頂き、事務局で端末に掲載、あるいは傍聴席に配付頂いております。感謝申し上げます。今回は山本議員と2人、私2人だけの一般質問ですが、次回は多くの新人議員が質問されることを期待いたします。いつもお話ししていますが、私は一般質問を重要視しています。大切にしています。私が大事にしている言葉に選ばれてよしと書、選良という言葉があります。補助資料の下のほうに書いています。これは選ばれたすぐれた人、選挙に選ばれた選挙によって選ばれた代議士のことを指す言葉です。美称です。厳しい戦いの結果、議席を頂き、村民の皆様に選んでよかった選良と言っていただくために、村の課題を村民の代表である我々が、太田村長をはじめ、執行部とこの場、この議場で、堂々と議論をしていく。議論をしていくことを大事にして、4年間活動していきたいと、改めて気持ちを引締め、この場にあります。改選後、新村長へ最初の質問となります。御承知のように、今議会提出の当初予算は骨格予算であり、太田新村長の所信表明も、6月議会時に実施されると思っておりますが、現時点で、私、私がどうしても聞いておきたいとい

うことがら今必要タイムリーと考えた質問2項目通告書にまとめ提出をいたしました。村長の政治姿勢、公約と財政面について質問いたします。御面倒ですが、補助資料を御覧ください。資料Aにありますように、太田村長は選挙戦で、七つの公約を掲げられました。ちょっと私がキーワードでちょっと出しております。1番が温泉で2番が買物、太字で書いてみます。そして3番が、ふるさと納税そして子ども公園、有害鳥獣、雇用そして7番がトップセールス、この公約実現、そして厳しい村の財政立て直しのため、今から申し上げる三つの事項について、現時点でどのような政治姿勢で村政に臨まれるのか、質問をさせていただきます。

1項目、当たり前のことですが、公約とは、当選後に実施する有権者に約束する事柄であり、約束する政策であります。村長就任後、7日1週間過ぎたばかりですが、今の時点で掲げた七つの公約をどのように具体化、具現化していくお考えか。2番目に、昨日開会日、村長の挨拶でもちょっと触れられました行革について、課の見直し、職員のスキルアップ、人事交流等を実施していくとのお話でした。公約の3・6・7に関係しますが、当面は厳しい財政運営が見込まれます。その中で、当然取り組んでいかなければならない行財政改革をどのように進める方針であるのか、お聞きいたします。最後、3項目目、これも昨日少し触れられました。ふるさと納税の本年度の実績と、稼ぐ村へ変貌するための基本的な考え方をお聞きいたします。以上です。

○山室昭憲議長 太田村長。

○太田吉浩村長 おはようございます。村長の太田吉浩でございます。ただいま河内議員からの御質問にお答えをさせていただきます。まずは選挙が終わってまだ日も浅い中、こうして一般質問も御通告頂きました。とてもタイムリーな、私も村民の皆様にお伝えしたい内容を御質問に上げていただきました。そしていつも河内議員にはこうして分かりやすい補助資料も作成していただきまして、本当に議員活動に敬意を表したいと思っております。ありがとうございます。それでは私も答弁をさせていただきます。

まず、質問事項村長の成立性についてお答えをいたします。まず質問の要旨1、掲げた七つの公約をどのように具現していくか。についてですが、私が村長になったら実行したい、七つの公約を村民の皆様と、このたびの選挙戦でお約束をさせていただきました。先ほど河内議員からも、この補助資料にあった七つの項目でございます。この七つの公約を実現するためには、当然、私1人でできるものではありません。職員の皆様、議会の皆様、そして村民や村の関係者、つまり、オール南阿蘇で取り組みたいと思っております。まずは公約ごとに、村の職員でプロジェクトチームをつくります。そのチームの代表は、課長補佐級にお願いして、プロジェクトごとに中堅や若手職員にも積極的に参加

していただきたいと考えております。また公約ごとに多くのアイデアを出していただけるようワークショップを開催します。そのワークショップは、南阿蘇村みらい会議、と名づけ会議に時間をかけず、早いサイクルで実行実現できるように運営してまいります。そこに職員、議員の皆さん、村民や関係者にも広く参加していただき、日頃温めている御意見やアイデアを出していただき、頂き、内容を取りまとめたいと取りまとめてまいります。七つの公約以外にも、よいアイデアがあれば、積極的に採用を検討したいと考えております。事業内容の取りまとめに関しましては、毎月開催している課長会議や昨日申し上げました、4月からたち、新たに立ち上げる議会との政策懇談会、これは今の時点では仮称であります。政策懇談会などで報告し、御意見を頂き、つくり上げていきたいと考えております。そしてこのプロジェクトチームでまとめた内容は、これから改定する令和7年度の村の総合計画にも反映させて、着実に実現していきたいと考えております。

次に、質問の要旨②行財政改革をどのように進める方針であるかについてですが、昨日は、村長挨拶でも述べましたが、私は、村の財政が厳しい状況にあることに強い危機感を持っております。熊本地震からの予算規模は、復旧事業が完了した後も膨らんだままです。財政指標を見ましても、財政の弾力性をあらわしている経常収支比率は95%と、非常に高い水準にあり、自由に使える財源が不足している状態です。また、復興に関する事業に起債を多く使用したために、起債残高が200億円に達しており、達しています。実質公債比率、つまり、借金返済に関する比率も当然高くなっております。この比率が18%を超えると、起債を借りて事業を行う場合、国の許可制になるものですが、単年度では14%を超える水準にまで達しております。このように厳しい財政状況であります。単に歳出を切り詰めるだけでは逆に村に元気がなくなってしまいます。財政再建に関しまして、まず財政計画を作成して、5年後の健全化を図りたいと考えています。その中で、歳入については、単に借金、起債に頼るのではなく、積極的に国や県の補助事業を活用していきます。必要ならば、私も直接、県や国に強く要望してまいります。また、次の御質問にも関連しますが、私の公約にも挙げております。ふるさと納税獲得に力を入れて、自主財源の増額に努めてまいります。歳出につきまして、単に一律削減するのではなく、事業のそれぞれの事業の費用対効果や、村民にとっての必要性や、満足などを勘案、満足度などを勘案し、歳出整理を行います。村の借金である起債残高を減らしながらも、必要な事業は実地したい考えです。令和7年度の当初予算に関しましては、骨格予算でありますので、6月の補正予算において、そのような基準を設けて、政策予算の編成に臨みたいと考えています。

次に、質問の要旨3、ふるさと納税の質問であります。本年度の実績は2

月末時点で、約4億500万、4億飛んで500万円程度です。私の公約には、まずは2年で10億4年で20億高い目標を掲げ、村にもう一つの財布をつくることを掲げております。稼ぐ村への変貌をでございますが、まずは抜本的に返礼品を見直して、他市町村との差別化を図ること。次に、運営委託先やポータルサイトの見直しを行い、有識者の助言を取り入れることや、庁内に特命職員も必要だと考えております。あわせて、村のPRも必要です。村のX旧ツイッターやインスタグラムなどのSNSを活用しながら、またそのようなことが得意な職員を配置して、村の楽しい話題や明るいニュース、を次々と発信をしまいたします。また、あわせまして、お隣の高森町など、県内にも20億を超える成功自治体が複数あります。また、宮崎県の都城市は、全国1と聞いておりますが、193億円もの納税を集めています。成功しているそれぞれの自治体に視察にお邪魔して、納税倍増額の施策を学び、本村の施策にしっかり生かし、取り組んでまいる所存です。以上で河内議員からの答弁を終わらせていただきます。

○山室昭憲議長 河内議員。

○7番 河内克也 はい。7番、河内です。今熱い初めての御答弁を頂きました。非常に期待していきたくと思います。具体的にプロジェクトチーム、ワークショップ、そして未来会議、政策懇談会等つくられてスタートということです。何しろ今いろいろ分析をしていただいて、今の状況を把握していただくというのが大事だと思います。もう私もボロボロになってますが南阿蘇村の行財政改革計画というのも7年度で切れます。これらもですね、また計画を立てられて、是非前に進んでいっていただきたいと思っております。資料のAの下の方に、私は考える地方財政が抱える主な課題というのを10項目ちょっと整理をさせていただきました。今村長もおっしゃいました200億の借金、長期債務の累積による財政危機、いろいろあります。特に私は4番の少子高齢化と人口減少というのはもう、大きな課題だと思います。村も定住促進、人口増加策をやっておりますが、これにまた、積極的に取り組まれると思っておりますが、是非やっていただきたいと思っております。交付税にも関係してきます。そして人口減少というのは、教育面、学校、福祉、財政面全てに影響してきます。ですから是非、ポテンシャルの高い、素質のある南阿蘇村ですから、絶対増えていくと思っております。この点はよろしく願いいたします。でなにしろ1週間たったばかりですので、次の質問に入ります。

○太田吉浩村長 河内議員御提案ありがとうございます。私も少子高齢化がやはり大きな村の危機を招いている大きな根本の原因だと強く認識しております。昨日、今日でできた結果ではありませんが、しかし、今日明日取り組まなければ何も進まない大きな課題です。しっかりと少子高齢化にも向き合い

ながら、そして定住移住、しっかりと促進し、そういった方たちがしっかりとこの村に根づけるような支援も同時に行っていくことが必要だと思っております。是非、議会の皆様からも御提案をちょうだいしながら、一緒になって、この大きな課題、これも全国的な地方の課題でございますので、そういったことを一つずつ解決をしていくような成功モデルをこの南阿蘇村からつくってまいりたいと思っておりますので、どうぞ引き続きのお力添えをよろしく願います。ありがとうございました。

○山室昭憲議長 7番河内議員。

○7番 河内克也 2問目の質問に入ります。簡潔にまいります。今年に入り、米国、日本国内で信じられないような、今まで考えられないような火災が続きました。アメリカロサンゼルス近郊での大規模火災、発生から鎮火まで24日かかり、29人の死者が確認されています。そして、東日本大震災の被災地でもある。岩手県大船渡市での山林等の大規模火災、日曜日に鎮火したという情報が入りましたが、市の面積の9%、約1割、2,900ヘクタールが消失しております。今まで考えられなかった規模です。そしてまた、貴重な生命が奪われる住宅火災が全国で多く発生しています。そこで、消火活動のもととなる防火水槽などの消防水利、延焼対策等本村の状況を検証する必要があると考えました。火災時に大きな役割を果たす防火水槽、補助資料Bに御参考までに、防火水槽の写真を撮ってきました。防火水槽というのは、私も消防主任を二十五、六年前やりましたが、1番図1がコンクリート打設、その場でコンクリートを打っての防火水槽が今までは普通でした。しかし、B、これはもう今の2次製品工場で作って持ってきて設置する。埋設する、こういうのが多くなりました。また地震の関係でその4耐震性の円筒、筒の耐震性防火槽も必要になってきております。25年前、消防担当と言いましたがAです。これはもう昔からの防火水槽に蓋をかぶせるこういう工事を私のときは多くやっておりました。はたまた、家をちょっと点検したら、自宅の消火器、これは普通消火器は5年が期限ですが、それを自宅の消火器が切れておりました。反省しております。そして近所の消火栓、そして防火水槽も点検をいたしました。問いの1番目、新しい住宅地等防火水槽の整備状況と設置要望事これはどういう対応をされているのか、お聞きいたします。

2番目、そして防火水槽、消火栓の定期点検の状況、点検の状況、家庭での消火器設置、5年での啓発の更新、更新の啓発、有効な啓発は行われているのか、質問をいたします。

そして3番目、村の延焼対策、延焼、類焼という言葉もあります。9年前に新潟県の糸魚川市で大規模な火災がありました。類焼ですね。こういう村の延焼対策の考え方をお聞きいたします。以上です。

○山室昭憲議長 太田村長。

○太田吉浩村長 河内議員の2問目の質問にお答えをいたします。最近では先ほど議員からも御指摘のありました岩手県大船渡市のような、のように、大規模山林火災が発生して、貴重な生命財産が奪われている事案が発生しています。まず質問の要旨1についてですが、新しい住宅地等の防火水槽の等の整備状況は要望に応じて現在対応しており、住民の方から土地の無償提供と水道の無償利用を承諾していただく必要がございます。車両、消防車両が進入できる設置場所、水の提供等の条件を整えば、他の地区と同様に、区長から申請を頂き、順次設置する流れになっております。ただし防火水槽の設置に関しては、設計費用が令和6年度実績で約270万円、工事費用が1か所当たり、資材等の高騰がございまして、現在、1,200万円程度まではね上がっております。村としては、現在2か年の2か所の計画で年間2か所の計画で実施しており、来年度以降の要望が既に現在8か所上がっている状況であります。現在、防災消防係では、水利がない住宅地においては、必要に応じて、地元消防団と一緒に、近隣の自然水利の状況や、距離を確認後、住民説明等を実施し、予防、消防に努めております。

次に質問の要旨2です。防火水槽や消火栓の定期点検については、毎年消防団に実施してもらっており、修繕等が必要な場合は、その都度対応をしています。家庭での消火器設置や更新は、基本的には各家庭での設置更新が原則です。村の防災消防係からは、初期消火の観点から、自主防災組織の訓練、令和6年度は、吉田3区、両併3区で行われております。また、説明会、こちらも令和6年度は5駐在区の移住者の方々への災害対応説明も行われております。このような機会を利用して、各家庭での消火器設置を促してまいります。今後は定期的に広報紙等を利用し、家庭内設置をPRしていきたいと考えております。

次に要旨3についてです。家屋火災、山林火災ともに消防団の分団別研修時に、現在延焼防止する消火活動の方法や、団員の身を守り、安全に活動する研修も行っております。また大規模な山林火災の訓練は、令和3年に消防署、消防団とともに、防災ヘリを活用した実動訓練を実施しております。今回は令和10年に実施を計画しているところであります。なお、近年は、山林火災に有効な消防団装備として、積載車更新時に、通常的小型ポンプ積載車だけではなく、資機材搬入車も同時に導入しております。その中に、動力噴霧器と500リッターの水タンク等を装備し、水利がない場所でも、40分から1時間、程度の消火活動が可能になりました。現在村では4台の資機材搬送車を保有しており、引き続き、山林火災やその他の火災にも対応できる整備体制を順次整えてまいります。以上で、7番河内克也議員からの御質問に対する私から答弁とさせていただきます。

○山室昭憲議長 河内議員。

○7番 河内克也 はい。7番河内です。今、答弁頂き内容は分かりました。ちょっと123項目で3からちょっと整理しますが、延焼対策、これももちろん初期消火が大事です。今、村長言われたように、5駐在区の新しい住宅で訓練もやられたということもお聞きいたしました。何しろ初め止めないと大変なことになる。というのは、新しい住宅地は本当家が近いので、もう類焼の心配が非常に出てきてます。そして耕作放棄地で草がそのまま刈り草もどこまでも広がるような状況です。前とは状況が違うというのをですね、是非つかんで頂きたいと思いますし、広域の場合は、今度また広域行政事務組合の議会議員として私も出ますので、消防のほうともまたいろいろ協議していきたいと思えます。

あと1番2番です。この補助資料Bの下のほうに書いていますが、新しい住宅地にお住まいの方の声で今、村長言われましたように、要望があったら対応する。ということですが、私も経験がありますし、また最近別なところでもお話がありました。防火水槽を設置したい。区長さんに相談する。また、区長さんが役場の防災係に行く。しかし、土地は自分たちで探してください。水はありますかっていうことで、新しい移り住んでこられた方は、なかなか土地までは分かりませんし、近くに村有地があればいいんですけど、そこで皆さん断念されてるのが状況です。行政というのは、今からは、ある程度もう1回、もうちょっと踏み込んでですね、親身になって、いろんなアイデアを出してもらってですね、そうやって住民の方の安心を是非担保していただきたいと思えます。これは1例です。あともう一つの例です。これはもう行政も把握されてる部分ですが、久木野地区で有名な神社ができました。そこにナビが、案内するのが集落内の村道です。そこには埋設の防火水槽があります。ちょっと専門の測量設計の先輩にお聞きしたら、やはり車が通って路盤沈下陥没ぎみで、そこで給水もできないような状況だそうです。これはもう、防災係もちゃんと相談もされてます。1番大事な火災時のとき、水が使えないというのは、大変なことになりますんで、こういう緊急を要するところはですね、是非やっていただきたいと思えます。今2点、太田村長は把握されてないと思えますので、総務課長にお答えをお願いします。

○山室昭憲議長 藤本総務課長。

○藤本哲章総務課長 はい。今の御質問にお答えいたします。適宜ですね、防火水槽関係の点検は消防係と行っております。今御指摘されましたとおり、埋設されている場所等につきましてはですね、再度消防団の活動の中でですね、確認していただいて、適宜改修集へ修繕等ができるようにですね、進めてまいりますので、またその辺は防災係と調整しながら、巡回したいと思えますので、

よろしく願いいたします。

○山室昭憲議長 7番河内克也議員の質問を終わります。

-----○-----

○山室昭憲議長 3番山本涼子議員の質問を許可します。

○3番 山本涼子 おはようございます。新人山本涼子です。議員就任早々ですが、せっかくの機会ですので、一般質問に手を挙げさせていただきました。このような機会を頂きましたことに感謝申し上げます。なお、全く初めてのことでございます。至らぬ点もあるかと思いますが、何とぞよろしくお願いいたします。早速ですが、太田村長にお尋ねします。村長の思われる南阿蘇村の財産は何だとお考えでしょうか。はい、では続けて、質問まとめてさせていただきます。私の考える南阿蘇村の財産は、豊かな自然、水源、阿蘇五岳とその麓に広がる水田風景、すいません、田園風景、そして、元気の源である。お米を作るに適した環境だと思っております。南阿蘇では、近年、財政赤字を理由に、温泉施設等の貴重な財産が売却されました。選挙戦の中、財産の売却を憂い、多くの村民の声が寄せられました。ですので今回、南阿蘇の財産についての一般質問をさせていただくことといたしました。財産と一括りに言いますが、幅広くありますが、私が挙げた中で、南阿蘇村にとって最も大切な財産と言え、豊富な水だと思えます。多くの村民は、その水が生まれる場所として、世界に誇る村だと認識していると思えます。この恵まれた場所に生まれ、長年住んでいらっしゃる方は、この環境が当たり前過ぎて、あまり気にされていないかもしれません。例えば、石油はなくても生きてはいけますが、水がなければ、10日で世界は終わるとも言われています。そして、水をめぐっては、世界各地で多くの戦争が起きています。それだけ大事な水が、南阿蘇村では随所で豊富に湧き上がっています。また、阿蘇山の恩恵で、温泉も楽しむことができます。そう考えると、南阿蘇村に暮らすこと自体が、高額の宝くじに当たったようなものだ。私は日々感謝いたしております。

余談ですが、熊本の水道が100%地下水という恵まれた地域ということで、県は菊陽町に半導体工場のTSMCを誘致しました。しかし、豊富な地下水も無限ではありません。ちなみに、TSMCの子会社JASMの地下水採取量は1日最大2万2,000立方メートルにも上り、これは南阿蘇村の村民が使う約10日分の量になるそうです。このような流れもあり、熊本県では、貴重な地下水を守るため、阿蘇の草原再生関与に取り組むこと昨日の熊日新聞でも取上げられていましたが、民間の支援協力を依頼して推進していかれるようです。この取組が実を結び、何十年、何百年もかけて蓄えられてきたミネラル豊富な水という財産が、枯渇しないことを祈るばかりです。

そこで、今度は水道の水についてですが、一昨年、村では、一部地域を除き、

水道事業を一本化されました。南阿蘇村全体に安定的においしい水が供給できるシステムになったということで、すばらしい事業であると思います。ただ、県のホームページを見ていますと、県は公共のインフラの民間連携を進めていきたいとしています。失礼いたしました。インフラの官民連携を進めていきたいとしています。既に県内では、六つの市が外国の水道会社に一部業務委託しています。世界が憧れる水源の多い日本の水を外国の企業に今は受付集金業務等のようなのですが、委託しています。しかし、豊富な水は財産です。自分たちで守っていくということが大切だと思っております。もし業務委託した場合、2018年の水道法改正で、コンセッション方式が導入されましたので、これまで徴収していた水道料金で賄っていた修繕費等が入らなくなりますが、水道管の修理や災害時の復旧は自治体の責任でそして、自治体の責任はそのまま、債務が増えることが予想されます。また、水道料金の値上がり、インフラ更新の低下、技術の減少などの問題が起きかねないという懸念があります。ちなみに、ヨーロッパでは、水道民営化により、長年自治体と市民が苦しめられたという歴史があります。村長は御存じかもしれませんが、1990年代に民営化がうまくいくとあって、債務消滅効率化という名のもと、多くの自治体で水道民営化が行われました。その結果、高いところだと400%を超える水道料金の値上げ、そして、多くのインフラの問題が生じ、最終的には2000年以降、世界で835以上で水道事業の再公益化が行われました。その際、多額の解約金が支払われ、支払われたそうです。実はこの話は映画化されていて、ヨーロッパ6か国で取材されてつくられたドキュメンタリー映画最後の1滴まで、ヨーロッパの隠された水戦争があります。是非、村長はじめ、議員の皆様、そして、村民の皆様にも見ていただき、南阿蘇村の大切な財産である水のことを一緒に考えるきっかけにさせていただければと思います、御紹介させていただきました。

話は変わりますが、私は毎日のように、愛犬と家の近くの展望台から南阿蘇の風景を眺めております。いやされ、そして活力をもらっています。田植の時期は田んぼに水が張られ、さらに、心底満たされております。こちらに移住してきましたのは8年前ですが、ここですばらしい場所とは正直知りませんでした。こんなすてきな場所ですから、これからも南阿蘇村に移住してこられる方が増えると思います。しかし心配な面もあります。近年、日本では、全国的に土地や水源地が外国籍の方に、円安もあってどんどん買われていると聞きます。日本の法律で規制がないので仕方がないのですが、外国の方など、誰でも自由に土地を買えるのは、日本国だけだそうです。北海道のニセコがよく話題に上りますが、高級ホテルが建ち並び、そこは、英語層で、ホテルで働く従業員そして観光客はほとんど外国人だそうです。日本人が泊まれるような、泊ま

れないような高額料金の設定があったり、インフラを地域で整えても、地域の雇用は生まれず、税収も入ってこない、そして治安が悪化するなどの問題が生じ始め、今、ニセコ町は規制を始めたという現地の方の話がネットに上がっていました。ちなみに規制によって外国資本は、ニセコから富良野に異動を始めたとも話していらっしやいました。阿蘇山から、麓にかけなだらかな斜面、そして広がる田園風景、穏やかな空気が流れる南阿蘇村の景観は、これもまた財産です。今後、南阿蘇村の近い将来、ニセコのようにならないかと強く危惧しております。そして、豊かな自然に恵まれた南阿蘇村の未来を担う子どもたちも、また財産です。この子どもたちのためにも、ここに住む私たち大人が南阿蘇村の財産をしっかりと守っていくことが大事だと考えます。そのため、村民の皆様が、村の行政に関心を持って参画してもらえらるような、村民に開かれた村政の実現、それに向けた村長のたゆまぬ努力そしてその前提となる行政情報の透明性の確保、尽力頂きたいと願います。太田村長は、財政回復のために、村の財政を売却するお考えをお持ちか、あるいは、売却せず貴重なこの財産を生かした取組をお考えであれば、お聞きいたします。

○山室昭憲議長 太田村長。

○太田吉浩村長 3番山本議員のお答え、答弁をする前に、先ほど河内議員からの1問目の住宅の移住者の方たちがなかなか土地提供が難しいというような課題も教えていただきました。当然そういう課題もあるんだろうなと認識をさせていただきましたので、消防担当にはですね、しっかりその辺りまで寄り添うような、村民の方に寄り添うような、活動をするよう、私からもしっかりと指導したいと思っております。伝えたいと思っておりますので、先ほどちょっと伝え損ねましたので、追加でお答えをさせていただきます。引き続きよろしく願いいたします。

はい。改めまして3番山本議員の質問に答えさせていただきます。南阿蘇の財産につきましてですが、私の考える財産も、先ほど山本議員がおっしゃったお考えと大きな差はないと考えております。本村の魅力は、阿蘇くじゅう国立公園に指定されている豊かな環境と、村内至るところから湧き出ている水源や温泉であり、阿蘇五岳の麓に広がる田園風景です。このように、本村のすばらしい自然環境は、村民の誇りと癒やしであり、今後も大切な財産として次世代に引き継ぐべきものだと考えております。村の景観維持にも寄与している。農林畜産業への積極支援、並びに荒廃農地対策や地下水保全、草原維持など、必要な施策は積極的に進めてまいります。その中でも、特に村民のお1人お1人が、私は最大の財産だと思っております。人の持つ知識や経験、知恵やコミュニティー精神は、私たちが村で生活する中では大変有益なよりどころとなっております。地域の祭りや行事に代表される歴史や伝統文化もしっかり守り、次世

代に伝えていくことが大切です。それにはやはり人です。村づくりは人づくりからが私の持論であり、子どもたちの教育環境の充実や、後継者育成にも力を注いでいきたいと考えています。私は選挙期間中、そして初登庁時など、機会あるごとに、個人ではなく、チームで結果を出す村づくりを訴えてまいりました。人を育て、人を生かす村づくり、が太田村政の大原則であります。

最後に、経済資源です。農林畜産業、商工観光業など、村を支える経済基盤も、財産の大切な一部です。地場産業を支援し、さらに活性化しながら、村で稼いだお金が村で落ちる。そんな経済システムを構築することが必要だと考えております。その好循環で、村の持続可能な経済発展を図ります。以上のように、南阿蘇村の財産とは、自然、人、歴史伝統、地域経済、等の要素が集まり形成されているものだと私は考えております。それぞれを守り、生かし、さらに成長を支援することで、明るい村の未来に、つなげていきたいと考えております。

続けて、質問の要旨2、村有財産の売却や有効活用についてお答えいたします。本村は、3村の合併により、数多くの公共施設を引継ぎました。これまでの20年間で、役場庁舎や中学校、旧村ごとの小学校や保育園は、合併したメリットを生かすための統廃合を進めてまいりました。御質問の公営温泉施設は、合併当時、村内に六つあり、その全てが地域の方々に愛され利用されてきました。しかしながら熊本地震で、各施設が甚大な被害を受け、木の香湯、下田城温泉、憩いの立野憩いの家の3施設が閉鎖されました。それと同時に、震災復旧に係る予算の持ち出し等で、財政状況が急激に悪化していることは御案内のとおりでございます。熊本地震以降に策定した行財政改革の中で、村有施設の維持管理や老朽による更新費用などの多くの課題があり、特に村内の公営温泉施設も老朽化や維持管理等の増加などにより、民間売却してきた経緯は御存じのとおりです。しかし、残念ながら現在売却した白水温泉瑠璃は、売却先企業の事情によりリニューアル計画が保留となっています。売却企業の意向や経営状況も確認しながら、村民からの期待が大きい営業再開に向けた努力が村にも必要との思いから、これから私が率先して企業等の折衝等動いてまいります。山本議員が御指摘のとおり、選挙期間中に多くの村民から村民の方から温泉を初めとする村有財産の売却を心配される声を私も多く聞いております。村有財産の売却による歳入増加策が、財政健全化にはなじまない証拠だと真摯に受け止めております。本村は合併により誕生し、先日20周年記念式典も開催されました。村有施設についてはまだ多くの余剰施設や重複用途施設があります。今後実施していく行財政改革の中で再度、評価と検討を行います。旧久木野庁舎が、村民からの声で、図書館として生まれ変わったように、村民の皆様の声や、アイデアで、新たな価値を生む利活用も実現できます。本当に必要な施設

なのかそうではないのか維持管理する場合の費用対効果や、その他の用途に活用できないかなど、総合的に勘案し、村民にとって貴重な村有財産の有効活用や処分については、議会からの声も踏まえながら、じっくりと検討してまいります。また先ほど議員から、村有施設等の売却が外国資本等の御懸念を指摘する声を御質問もありました。私の考えでは、また、現在確認をしている中では、そういう外国資本等の売却先が外国資本等の企業ではないということの確認はとれておりますので、今後も慎重に、そういった売却も慎重に考えますが、もし売却をすとした際の売却先の相手方に対しては、慎重且つさらに慎重を重ねて、選定をしてまいりたいと思います。以上で3番山本涼子議員からの御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○山室昭憲議長 山本議員。

○3番 山本涼子 はい、ありがとうございます。村民の多くから支持を受け、村長に就任されました。太田村長が、この世界一恵まれている南阿蘇の財産を、生かしながら、しっかりと、オール南阿蘇で、さらによい南阿蘇になるよう、私たちも、しっかりと、貢献したいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○山室昭憲議長 はい。村長。

○太田吉浩村長 はい。山本議員ありがとうございます。私も今まで質問をするほうでしたが、初めて今回答弁をさせていただきました。言葉足らず、皆様の御期待にこたえられる答弁じゃないかもしれませんが、これからですね、しっかりと議会の皆様からの御意見もちょうだいしながら、何度も申し上げますチーム南阿蘇で結果を出したいというのが私の今の思いでございます。是非皆様からの御意見も真摯に受け止めながら、一つずつ課題は解決し、そして、次につながる結果を残していきたいと思います。どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○山室昭憲議長 以上で、3番山本涼子議員の質問を終わります。

-----○-----

○山室昭憲議長 以上で本定例会に付議されました本日の日程は全て終了いたしました。3月18日は、2常任委員会の合同常任委員会を開催をいたします。執行部から提案されました案件について、十分な審査と19日の本会議に臨まれるようお願いをいたします。本日はこれで散会いたします。一同その場に御起立をお願いします。

礼。

お疲れでした。

-----○-----

午前10時53分 散会

第 3 号

3月19日 (水)

令和7年第1回南阿蘇村議会定例会 議事日程

令和7年3月19日(水)

午前10時00分 開会

於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 報告第1号  | 専決処分事項の報告について   |
| 日程第2  | 報告第2号  | 専決処分事項の報告について   |
| 日程第3  | 議案第5号  | 阿蘇立野ダム展望施設条例の制定について                                       |
| 日程第4  | 議案第6号  | 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について |
| 日程第5  | 議案第7号  | デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について          |
| 日程第6  | 議案第8号  | 南阿蘇村営住宅管理条例の一部改正について                                      |
| 日程第7  | 議案第9号  | 災害による被害者に対する南阿蘇村税の減免に関する条例の一部改正について                       |
| 日程第8  | 議案第10号 | 南阿蘇村子ども・子育て会議設置条例の一部改正について                                |
| 日程第9  | 議案第11号 | 南阿蘇村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について                 |
| 日程第10 | 議案第12号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について              |
| 日程第11 | 議案第13号 | 南阿蘇村職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について                           |
| 日程第12 | 議案第14号 | 南阿蘇村上水道事業給水条例の一部改正について                                    |
| 日程第13 | 議案第15号 | 南阿蘇村旧長陽西部小学校震災伝承館設置条例の廃止について                              |
| 日程第14 | 議案第16号 | 令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算(第7号)について                                |
| 日程第15 | 議案第17号 | 令和6年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について                          |
| 日程第16 | 議案第18号 | 令和6年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算(第4号)について                            |
| 日程第17 | 議案第19号 | 令和6年度南阿蘇村上水道事業会計補正予算(第1号)について                             |
| 日程第18 | 議案第20号 | 令和6年度南阿蘇村下水道事業会計補正予算(第2号)について                             |
| 日程第19 | 議案第21号 | 令和7年度南阿蘇村一般会計予算について                                       |
| 日程第20 | 議案第22号 | 令和7年度南阿蘇村国民健康保険特別会計予算について                                 |

日程第 21	議案第 23 号	令和 7 年度南阿蘇村介護保険特別会計予算について
日程第 22	議案第 24 号	令和 7 年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 23	議案第 25 号	令和 7 年度南阿蘇村上水道事業会計予算について
日程第 24	議案第 26 号	令和 7 年度南阿蘇村簡易水道事業会計予算について
日程第 25	議案第 27 号	令和 7 年度南阿蘇村下水道事業会計予算について
日程第 26	議案第 28 号	村道路線の廃止について
日程第 27	議案第 29 号	村道路線の認定について
日程第 28	議案第 30 号	工事請負契約の締結について
日程第 29	議案第 31 号	工事請負契約の締結について
日程第 30	議案第 32 号	工事請負契約の締結について
日程第 31	議案第 33 号	工事請負契約の締結について
日程第 32	同意第 1 号	監査委員の選任について
日程第 33	同意第 2 号	教育委員会委員の任命について
日程第 34	発議第 3 号	議員派遣について
日程第 35		閉会中の継続調査について
閉会宣言		

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	丸野隆大	7番	河内克也
2番	工藤眞巳	8番	河市原恵一
3番	山本涼子	9番	後藤征昭
4番	古澤博之	10番	橋本功喜
5番	岡智則	11番	今村竜喜
6番	坂田正也	12番	山室昭憲

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	太田吉浩	
副村長	児玉みどり	(欠席)
教育長	今村了介	
総務課長	藤本哲章	
企画観光課長	野口幸広	
教育委員会事務局長	古澤太介	
建設課長	笠功祐	
会計課長	下田朱美	
健康推進課長	園田秀也	
農政課長	今村洋一	
住民福祉課長	高宮喜美男	
税務課長	片島弘幸	
水・環境課長	今村隆博	
定住促進課長	梅田雄治	
子育て支援課長	吉弘泰彦	

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	桐原恵
議会事務局主幹	長野純哉

開会 午前10時00分



○山室昭憲議長 おはようございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

一同その場に起立をお願いします。

礼。

おはようございます。御着席をお願いします。会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。マスクの着用については、個人の判断に委ねます。会議中の携帯電話は電源を切っていただくか、マナーモードにしておいていただきたいと思います。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。それでは、議案に沿って進めてまいります。



日程第1 報告第1号 専決処分事項の報告について

日程第2 報告第2号 専決処分事項の報告について

○山室昭憲議長 日程第1、報告第1号、専決処分事項の報告について及び日程第2、報告第2号、専決処分事項の報告についての2議案を一括議題とし、質疑に入ります。もう一度申し上げます。報告第1号及び、第2号の2議案を一括議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 これで、報告第1号及び報告第2号については終わります。



日程第3 議案第5号 阿蘇立野ダム展望施設条例の制定について

○山室昭憲議長 日程第3、議案第5号、阿蘇立野ダム展望施設条例の制定についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本議案は原案どおり可決されました。



○山室昭憲議長 日程第4、議案第6号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。  
[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第7号 デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○山室昭憲議長 日程第5、議案第7号、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論は、ありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。  
[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第8号 南阿蘇村村営住宅管理条例の一部改正について

○山室昭憲議長 日程第6、議案第8号、南阿蘇村、村営住宅管理条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。  
[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第9号 災害による被害者に対する南阿蘇村村税の減免に関する条例の一部改正について

○山室昭憲議長 日程第7、議案第9号、災害による被害者に対する南阿蘇村村税の減免に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第10号 南阿蘇村子ども子育て会議設置条例の一部改正について

○山室昭憲議長 日程第8、議案第10号、南阿蘇村子ども子育て会議設置条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第11号 南阿蘇村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部に改正について

○山室昭憲議長 日程第9、議案第11号、南阿蘇村特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例の一部に改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第12号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について

○山室昭憲議長 日程第10、議案第12号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 1 議案第 1 3 号 南阿蘇村職員の勤務時間休暇に関する条例等  
の一部改正について

○山室昭憲議長 日程第 1 1、議案第 1 3 号、南阿蘇村職員の勤務時間休暇に関する条例等の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 1 4 号 南阿蘇村、上水道事業給水条例の一部改正について

○山室昭憲議長 日程第 1 2、議案第 1 4 号、南阿蘇村、上水道事業給水条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 3 議案第 1 5 号 南阿蘇村旧長陽西部小学校震災伝承館設置条例の廃止について

○山室昭憲議長 日程第 1 3、議案第 1 5 号、南阿蘇村旧長陽西部小学校震災伝承館設置条例の廃止についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第16号 令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算第7号  
について

○山室昭憲議長 日程第14、議案第16号、令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算第7号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第17号 令和6年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

日程第16 議案第18号 令和6年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算(第4号)について

○山室昭憲議長 日程第15、議案第17号、令和6年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算案、第3号について、及び日程第16、議案第18号、令和6年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算第4号、についての2議案を一括議題とし、質疑に入ります。もう一度申し上げます。議案第17号及び議案第18号の2議案を一括議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。お諮りします。議案第17号及び議案第18号の2議案は、これを一括再生することに採決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 異議なしと認めます。したがって、この2議案は、これを一括採決することに決定をいたしました。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第19号 令和6年度南阿蘇村上水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第 18 議案第 20 号 令和 6 年度南阿蘇村下水道事業会計補正予算  
(第 2 号) について

○山室昭憲議長 日程第 17、議案第 19 号、令和 6 年度南阿蘇村上水道事業会計補正予算第 1 号について、及び日程第 18、議案第 20 号、令和 6 年度南阿蘇村下水道事業会計補正予算第 2 号についての 2 議案を一括議題として質疑に入ります。もう一度申し上げます。議案第 19 号及び議案第 20 号の 2 議案を一括議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。お諮りします。議案第 19 号及び議案第 20 号の 2 議案はこれを一括採決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 異議なしと認めます。したがって、この 2 議案はこれを一括採決することに決定をいたしました。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第 19 議案第 21 号 令和 7 年度南阿蘇村一般会計予算について

○山室昭憲議長 日程第 19、議案第 21 号、令和 7 年度南阿蘇村一般会計予算についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。7 番、河内議員。

○7 番河内克也 はい。7 番、河内です。マスクをつけたまま発言をいたします。会計課長 2 件お聞きいたします。予算書の 43 ページです。43 ページ、総務費、改定管理費、役務費ですね、収納手数料、収納手数料、697 万 2,000 円、これ増額になっておりますので、その理由をまず 1 件。そしてもう一つ昨日お聞きする予定でしたが、ゆうちょ銀行から 2 月 23 日に県内 45 の自治体、それから熊本県に値上げの要請が来ているという報道がありました。その報道に対する要請に対する対応、についてお聞きいたします。以上です。

○山室昭憲議長 下田会計課長。

○下田朱美会計課長 はい。会計課長の下田です。河内議員の御質問にお答えいたします。令和 7 年度におきまして、役務費手数料前年より 354 万 7,000 円ほど増額させていただいております。現在南阿蘇村では村からの支払いに際し、指定金融機関の肥後銀行より送金を行っておりますが、令和 6 年度より送金手数料を求められた失礼いたしました。令和 7 年度より送金手数料を求められてきたところでございます。これはこれ、これはこれまで無料での請

負が前提となっておりました。自治体からの送金に手数料活用、平成3年3月に全国銀行協会が表明したことによります。なお指定金融機関であります肥後銀行とは、令和5年度より、協議を行い、令和6年度におきましては本来の手数料の半額を10月より負担しておりましたけれども、令和7年4月より全額請求とのことで、前年より増額となっております。あわせてこれまで各金融機関にて集金されました公金を南阿蘇村の指定口座に送金する際の手数料も無料でごさいましたけれども、令和7年度より手数料が発生することとなりました。なおそれぞれの金融機関から請求されております手数料につきましては、金額に大きな差がございませんので、また県下同額の手数料単価でありますことから、南阿蘇村といたしまして、予算を計上させていただいたところであります。一方今回新聞掲載にありましたゆうちょ銀行につきましてですけれども、住民の皆様が郵便局の窓口にて村税等をお支払いされた際の手数料の改定についてでございます。手数料につきましては、南阿蘇村が負担しておりますけれども、ゆうちょ銀行におきましては、これまで取扱い件数1件当たり22円でごさいましたけれども、令和7年度より1件当たり550円として提示がなされました。ゆうちょ銀行における年間取引件数取扱い件数は、令和6年度5,500件程度を見込んでおり、本年度の令和6年度の手数料は約12万円となりますけれども、今回提出された550万円となりますと、令和7年度は、年間300万を超える手数料となるため、到底受け入れることは困難であるとして、ゆうちょ銀行と交渉を重ねてきたところでございます。今回ゆうちょ銀行につきましては新聞にも掲載されましたように、県内自治体において問題となっておりますのは、価格の改定額の大きさ並びに自治体ごとに価格が異なるといったことが発端となっております。ゆうちょ銀行からは本来1,500円のコストがかかるというふうに提示されておきまして、南阿蘇村といたしましては、コストがかかることにつきまして、一定の理解を示し、他の金融機関並みの価格、税込み33円として回答し予算計上させていただいております。なお、今後さらにゆうちょ銀行その他の金融機関において各改定が提示されることも予測される予測されますことから、これまで同様にですね、手数料負担が少ない口座振替を推進してまいりたいと思っております。御理解頂きますようよろしくお願いたします。以上です。

○山室昭憲議長 質疑ほかにごさいませんか。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

7番河内議員。

○7番河内克也 賛成討論。

- 山室昭憲議長 まず、反対討論はありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 山室昭憲議長 ありませんね。賛成討論河内議員。
- 7番河内克也 7番河内です。マスクをつけたまま失礼いたします。当初予算総額99億8,600万円は、村民の皆様の生活に直結する重要な議案であるとの認識から発言をいたします。賛成の立場での討論です。骨格予算であります。中身は、福祉面でどうしても必要な扶助費、各計画に位置づける各施策を予算、各施策を推進する事業等であり、予算等であり、必要に応じ、庁舎横断的に取組、村の地域課題を解決する見通しのある予算案であり、着実な実施を期待するものであります。具体的に意見が2項目あります。行政施策については、民間委託業者や村が補助金を出している事業は、村民から信頼される運営をするよう、関係機関との連携をお願いしたい。前の事例もありました。そして福祉面では、困難事例が非常に多くなっています。核家族化、感染症の影響により、より一層のフレイル対策、フレイル対策が求められています。生活困窮者対策、医療面、介護面、予防事業等の取組です。関係機関と連携して取組を強化していただきたい。一般質問でも触れましたが、厳しい財政状況の中、大田村長には、村の財政立て直し、財政運営が求められています。スタート時の体制、考え方が大事、大事だと私は考えます。持続可能な村政運営となることをお願いし、以上、この議案の賛成討論といたします。以上です。
- 山室昭憲議長 ほかに賛成討論ありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 山室昭憲議長 ありませんね。ありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 山室昭憲議長 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。  
[全員挙手]
- 山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第22号 令和7年度南阿蘇村国民健康保険特別会計予算について

日程第21 議案第23号 令和7年度南阿蘇村介護保険特別会計予算について

日程第22 議案第24号 令和7年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計予算について

- 山室昭憲議長 日程第20、議案第22号、令和7年度南阿蘇村国民健康保険特別会計予算についてから、日程第22、議案第24号、令和7年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計予算についてまでの3議案を一括議題とし、質疑に入ります。もう一度申し上げます。議案第22号から議案第24号までの3議

案を一括議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。お諮りします。議案第22号から議案第24号までの3議案は、これを一括採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 異議なしと認めます。したがって、この3議案は、これを一括採決することに決定をいたしました。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第25号 令和7年度南阿蘇村上水道事業会計予算について

日程第24 議案第26号 令和7年度南阿蘇村簡易水道事業会計予算について

日程第25 議案第27号 令和7年度南阿蘇村下水道事業会計予算について

○山室昭憲議長 日程第23、議案第25号、令和7年度南阿蘇村上水道事業会計予算についてから、日程第25、議案第27号、令和7年度南阿蘇村下水道事業会計予算についてまでの3議案を一括議題とし、質疑に入ります。もう一度申し上げます。議案第25号から議案第27号までの3議案を一括議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。

○山室昭憲議長 討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。お諮りします。議案、議案第25号から議案第27号までの3議案は、これを一括採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 異議なしと認めます。したがって、この3議案は、これを一括採決することに決定をいたしました。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第 26 議案第 28 号 村道路線の廃止について

日程第 27 議案第 29 号 村道路線の認定について

○山室昭憲議長 日程第 26、議案第 28 号、村道路線の廃止について及び日程第 27、議案第 29 号、村道路線の認定についての 2 議案を一括議題とし、質疑に入ります。もう一度申し上げます。議案第 28 号及び議案第 29 号の 2 議案を一括議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。お諮りします。議案第 28 号及び第 29 号の 2 議案は、これを一括採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 異議なしと認めます。したがって、この 2 議案はこれを一括採決することに決定をいたしました。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第 28 議案第 30 号 工事請負契約の締結について

日程第 29 議案第 31 号 工事請負契約の締結について

日程第 30 議案第 32 号 工事請負契約の締結について

日程第 31 議案第 33 号 工事請負契約の締結について

○山室昭憲議長 日程第 28、議案第 30 号、工事請負契約の締結についてから、日程第 31、議案第 33 号、工事請負契約の締結についてまでの 4 議案を一括議題とし、質疑に入ります。もう一度申し上げます。議案第 30 号から 33 号までの 4 議案を一括議題として、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。お諮りをします。議案第 30 号から、議案第 33 号までの 4 議案は、これを一括採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 異議なしと認めます。したがって、この 4 議案は、これを一括採決することに決定をいたしました。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第 32 同意第 1 号 監査委員の選任について

日程第 33 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について

○山室昭憲議長 日程第 3 2、同意第 1 号、監査委員の選任について及び日程第 3 3、同意第 2 号、教育委員会委員の任命についての 2 議案を一括議題といたします。それでは、提案理由の説明を村長に求めます。大田村長。

○村長太田吉浩 本日、追加議案としまして本定例会に上程いたしておりますのは、人事案件が 2 件となっております。御審議頂き、同意を頂きますようお願いを申し上げます。それでは本議案について説明申し上げます。

初めに、同意第 1 号、監査委員の選任についてであります。御承知のとおり、監査委員の任期につきましては、議員のうちから選任する委員は、3 月 5 日まで、知見を有する者から選任する委員は 3 月 3 1 日までとなっております。議員選出は河内克也議員を識見を有する者からは、吉里啓文氏を引き続き任命したいもので、任命したいので、地方自治法 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

河内氏につきましては、皆様御承知のとおりでございますが、住所は南阿蘇村大字久石 5 1 6 番地、生年月日は昭和 3 3 年 8 月 1 日の 6 6 歳でいらっしゃいます。任期は令和 1 1 年 3 月 5 日までとなっております。

吉里氏につきましては、住所南阿蘇村大字吉田 1, 4 5 1 番地、生年月日は昭和 3 3 年 1 月 8 日の現在 6 7 歳でいらっしゃいます。御存じの方も多いかと思いますが、吉里氏は役場を平成 3 0 年 3 月に退職され、長年培われてきた行政経験があり、人格も高潔で、村の財務管理事務の経営等、その他行政運営に関し、すぐれた識見を有しておられます。監査委員をお勤め頂きますのにふさわしい適任者であると考えております。任期は令和 1 1 年 3 月 3 1 日、3 月 3 1 日までとなっております。失礼いたしました。

次に同意第 2 号、教育委員会委員の任命についてであります。教育委員であります現在教育になられます増田ゆかり氏が、来る 3 月 2 5 日をもって、任期満了を迎えられます。よって、令和 1 1 年 3 月 2 5 日までの 4 年間、引き続き任命をしたいと考えております。増田委員は、令和 4 年から教育委員として、本村の教育振興に熱心に取り組まれているとともに、地域学校共同活動推進委員も務められるなど、学校と地域をつなぐ重要な役割を担われ、教育委員を務めていただいくのにふさわしい人物であります。今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。増田氏は、住所が南阿蘇村大字河陽 4, 7 2 5 番地、2 0 にお住まいで、昭和、生年月日は昭和 3 4 年 1 月 1 日、の 6 6 歳であります。以上が

追加議案の提案理由であります。御理解頂き、同意を頂きますようお願い申し上げます。

また、初日に追加議案上程を議会の皆様にもお伝えをしておりました副村長人事は、総合的に判断し、時期尚早と判断しました。今回の議会では見送り判断をいたしました。しかし、日々の村長業務の中で、私の足らざる部分を補う副村長の必要性は日々感じております。よって、今後は新しい副村長が議会の皆様、そして庁内の職員の皆様、村民の皆様に歓迎していただける環境づくりを私自ら取り組んでまいります。またその環境が整った段階で、議会の皆様には、上程させていただき、審議させていただき、議決を頂きたく存じます。今議会取下げ上程を取下げたことにも御理解頂きまして、御審議よろしくようお願い申し上げます。以上であります。

○山室昭憲議長 地方自治法第117条の規定によって、7番、河内克也議員の退場を求めます。これにより、同意第1号、監査委員の選任についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は、原案どおり可決し、同意することに決定をいたしました。ここで河内議員の入場を認めます。ここで暫時休憩いたします。

-----○-----

午前10時33分 休憩

午前10時33分 再開

-----○-----

○山室昭憲議長 第2号、教育委員会委員の任命についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決し、同意することに決定をいたしました。

-----○-----

#### 日程第34 発議第3号 議員派遣について

- 山室昭憲議長 日程第34、発議第3号、議員派遣についてを議題といたします。お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 山室昭憲議長 異議なしと認めます。したがって、配付した資料のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

-----○-----

#### 日程第35 閉会中の継続調査について

- 山室昭憲議長 日程第35 閉会中の継続調査についてを議題といたします。各委員長より所管事務調査及び付託中の事務調査について、タブレットに配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、申出がっております。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 山室昭憲議長 異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。お諮りします。本定例会中、誤読によるもの及び議決の結果、条項、字句、数字等の整理、訂正を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定によりまして、議長に委任していただきたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 山室昭憲議長 異議なしと認めます。したがって条項字句、数字等の整理訂正は、議長に委任することに決定をいたしました。以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。会議規則第8条の規定により、令和7年第1回南阿蘇村議会定例会を閉会いたします。一同その場に御起立をお願いします。

礼。

お疲れでした。

-----○-----

午前10時35分 閉会